

口蹄疫の防疫対策の徹底を！

我が国での口蹄疫は平成22年の宮崎県の事例以降確認されておりましたが、近隣諸国、特に韓国、台湾及び中国では口蹄疫の発生が確認されています。

これから春節（平成28年2月8日）を迎えるに当たり、特にアジアの地域における人・物の移動が盛んになることが見込まれてることから、我が国そして岐阜県内へも口蹄疫等のウイルスが侵入するおそれがあり、十分に注意する必要があります。

口蹄疫等の発生予防対策として……

飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！

- ・ 口蹄疫等が発生している国への渡航 及び 発生している国の畜産関連施設由来の郵便物等の受取りを可能な限り自粛
- ・ 関係者以外の農場への立入制限
- ・ 入退場する人や車両についての記録と消毒の徹底
- ・ 野生動物などの畜舎への侵入防止
- ・ 飼養家畜の健康観察、異状の早期発見、早期通報

★異状に気づいたら、すぐに家畜保健衛生所に連絡してください。

平日の時間外（午前8時30分～午後5時15分以外）
及び 休日に 連絡の必要な場合は、

警備室 **0573-26-1114** に電話し、

「家畜保健衛生所に緊急に連絡が必要」と伝えると、
警備員が家畜保健衛生所職員におつなぎします。

東濃家畜保健衛生所

TEL0573-26-1111(内395) FAX0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp